

## ○勝浦市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成十八年十二月十四日  
告示第九十九号

(趣旨)

第一条 この要綱は、地震に対する木造住宅の耐力を確認し、安全な住宅の整備を促進するため、既存の木造住宅の耐震診断の実施に要した費用の一部について予算の範囲内において、補助金を交付することにつき、勝浦市補助金等交付規則(昭和四十四年勝浦市規則第十六号)に定めることのほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 既存の木造住宅 昭和五十六年五月三十一日までに建築された市内にある木造の一戸建住宅又は併用住宅で、現に住居として使用されているものをいう。  
ただし、併用住宅とは、延べ床面積の二分の一以上を居住の用に供する建物をいう。
- 二 耐震診断 次号に規定する調査機関が、「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」(国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行)に基づき、設計図書をはじめ外観の目視、筋違、基礎、開口部、主要な柱、建物のバランス等の施工状況を調査し、現行の建築基準法に対比して、内部構造の老朽度調査を実施し、耐震補強等のアドバイスを行うことをいう。
- 三 調査機関 耐震診断を行う調査機関は、建築士法(昭和二十五年法律第二〇二号)第二条第一項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士で建築士法第二十二条第二項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した者とする。

(補助対象住宅)

第三条 補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- 一 昭和五十六年五月三十一日以前に建築された既存の木造住宅
- 二 地上二階建以下の住宅で在来軸組工法により建築されたもの

(補助対象者)

第四条 補助の対象となる者は、市内に住所を有する者であって、前条の要件を備える既存の木造住宅を所有し、居住している者とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の対象としない。

- 一 調査機関以外の建築士等が実施する耐震診断
- 二 補助事業の年度内に事業を完了することができないもの
- 三 市税等を滞納している者

(補助金の額)

第五条 補助金の額は、予算の範囲内において、耐震診断に要した経費の二分の一以内で三万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第六条 補助金の交付は、補助対象住宅一棟につき一回とする。

(補助金の交付申請)

第七条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ勝浦市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(別記第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 一 住民票又は外国人登録済証明書
- 二 当該住宅の登記事項証明書又は固定資産課税台帳家屋記載事項証明書
- 三 対象住宅の位置図
- 四 対象住宅の写真
- 五 耐震診断に係る費用の見積書又はその写し
- 六 建築士の免状の写し、木造建築士にあっては建築士の免状の写し及び木造住宅耐震診断講習会修了証の写し
- 七 納税証明書
- 八 その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第八条 市長は前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとし、交付すると決定したものに対しては勝浦市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書(別記第二号様式)により、交付しないと決定したものに対しては勝浦市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書(別記第三号様式)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第九条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、通知を受けた後に交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、勝浦市木造住宅耐震診断費補助金変更承認申請書(別記第四号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更又は中止を承認したときは、勝浦市木造住宅耐震診断費補助金変更承認通知書(別記第五号様式)により通知するものとする。
- 3 交付対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第十条 交付対象者は、補助金の交付対象となる耐震診断が終了後三十日以内(前条の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から三十日以内)又は当該年度の三月二十日のいずれか早い日までに、速やかに、勝浦市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書(別記第六号様式)に次の書類を添付して市長に報告しなければならないものとし、その提出部数は、一部とする。

- 一 第二条に規定する調査機関が作成した耐震診断報告書
- 二 耐震診断に要した費用を証明する書類(領収書又は請求書の写し)
- 三 耐震診断契約書の写し
- 四 その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第十一条 市長は、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、勝浦市木造住宅耐震診断費補助金交付額確定通知書(別記第七号様式)により速やかに交付対象者に通知する。

(補助金の請求)

第十二条 市長は、前条の規定により補助金の交付額の確定後、勝浦市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(別記第八号様式)による交付対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第十三条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第十四条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、勝浦市木造住宅耐震診断費補助金返還命令書(別記第九号様式)により期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日より施行する。